第三十条　情報監視審査会の会議録は、これを閲覧することができない。ただし、議員その他の者の傍聴を許すものとされた情報監視審査会の会議録については、この限りでない。

2　前項本文の規定にかかわらず、委員は、正当な理由があると会長が認めたときに限り、情報監視審査会の調査又は審査に必要な範囲で、情報監視審査会の会議録の閲覧をすることができる。

3　前項の規定は、次条第一項の事務局の職員について準用する。この場合において、前項中「調査又は審査」とあるのは「調査又は審査の事務の処理」と読み替えるものとする。

（事務局）

第三十一条　情報監視審査会の事務を処理させるため、情報監視審査会に事務局を置く。

2　事務局に事務局長一人その他必要な職員を置く。

3　事務局長は、会長の命を受けて、局務を掌理する。

第三十二条　事務局長は、情報監視審査会から、その調査又は審査のために必要な調査を命ぜられたときは、当該調査に関して、行政機関の長に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（準用）

第三十三条　参議院規則第三十七条、第四十二条の二から第四十三条まで、第百八十一条、第百八十六条及び第二百三十四条の規定は、情報監視審査会について準用する。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、国会法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十六号）の施行の日から施行する。

（参議院政治倫理審査会規程の一部改正）

2　参議院政治倫理審査会規程（昭和六十年十月十四日議決）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「若しくは憲法審査会の会長」を「、憲法審査会の会長若しくは情報監視審査会の会長」に改める。

人事異動

内　閣

○農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石原　伸晃
農林水産大臣林芳正海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に農林水産大臣の職務を行う国務大臣に指定する（六月二十五日）

財　務　省

（大臣官房参事官）財務事務官　菅　正広
（国際局次長）同　梶川　幹夫
大臣官房付を命ずる（各通）
（国際局長）同　山崎　達雄
兼ねて国際局次長事務取扱を命ずる
（名古屋税関総務部長）同　安井　猛
兼ねて名古屋税関長心得を命ずる
（東京税関成田航空貨物出張所次長）同　小川　博文
願により本官を免ずる
（名古屋税関長）同　井川　裕昌
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる
（預金保険機構参与）　岡本　輝久
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
願により本官を免ずる（以上六月二十四日）

最高裁判所

福井地方裁判所判事兼福井家庭裁判所判事　揖斐　潔
名古屋高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜地方裁判所判事兼横浜家庭裁判所判事・川崎簡易裁判所判事　高部眞規子
福井地方裁判所判事に補する
福井地方裁判所長を命ずる
兼ねて福井家庭裁判所判事に補する
福井家庭裁判所長を命ずる
福井簡易裁判所判事に補する
福井簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事・さいたま簡易裁判所判事　藤下　健
横浜地方裁判所判事に補する
横浜地方裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜地方裁判所川崎支部長を命ずる
兼ねて横浜家庭裁判所判事に補する
横浜家庭裁判所川崎支部勤務を命ずる
横浜家庭裁判所川崎支部長を命ずる
川崎簡易裁判所判事に補する
川崎簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　針塚　遵
さいたま地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま簡易裁判所判事に補する（以上五月三十日）
和歌山地方裁判所判事兼和歌山家庭裁判所判事　森　義之
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜地方裁判所判事　佐村　浩之
和歌山地方裁判所判事に補する
和歌山地方裁判所長を命ずる
兼ねて和歌山家庭裁判所判事に補する
和歌山家庭裁判所長を命ずる
東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事　寺本　昌広
横浜地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
横浜簡易裁判所判事に補する（以上六月四日）
東京地方裁判所判事兼東京家庭裁判所判事　山田　俊雄
東京高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
釧路地方裁判所判事兼釧路家庭裁判所判事　浜　秀樹
東京地方裁判所判事に補する
東京地方裁判所立川支部勤務を命ずる
東京地方裁判所立川支部長を命ずる
兼ねて東京家庭裁判所判事に補する
東京家庭裁判所立川支部勤務を命ずる
東京家庭裁判所立川支部長を命ずる
簡易裁判所判事　浜　秀樹
立川簡易裁判所判事に補する
立川簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
京都地方裁判所判事　樋口　裕晃
釧路地方裁判所判事に補する
釧路地方裁判所長を命ずる
兼ねて釧路家庭裁判所判事に補する
釧路家庭裁判所長を命ずる
青森地方裁判所判事兼青森家庭裁判所判事　志田　博文
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事　小野　洋一
青森地方裁判所判事に補する
青森地方裁判所長を命ずる
兼ねて青森家庭裁判所判事に補する
青森家庭裁判所長を命ずる
さいたま地方裁判所判事兼さいたま家庭裁判所判事　大工　強
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京高等裁判所判事　小川　浩
さいたま地方裁判所判事に補する
さいたま地方裁判所川越支部勤務を命ずる
さいたま地方裁判所川越支部長を命ずる
兼ねてさいたま家庭裁判所判事に補する
さいたま家庭裁判所川越支部勤務を命ずる
さいたま家庭裁判所川越支部長を命ずる
簡易裁判所判事　小川　浩
川越簡易裁判所判事に補する
川越簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
大阪高等裁判所判事　和田　真
京都地方裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
簡易裁判所判事　和田　真
京都簡易裁判所判事に補する（以上六月六日）
大阪簡易裁判所判事　池浦　浩之
大阪池田簡易裁判所判事に補する（六月七日）
広島高等裁判所判事　金村　敏彦
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　平井　直也
広島高等裁判所判事に補する
広島簡易裁判所判事に補する（以上六月八日）
簡易裁判所判事　犬飼　眞二
八王子簡易裁判所判事に補する
八王子簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する（六月九日）